

## 旅館送迎バスの運賃改定に係る手続きについて

箱根町都市整備課

## 1 箱根湯本温泉旅館送迎バスの運賃改定に係る手続き

今回の箱根湯本温泉旅館送迎バスの運賃改定(以下「運賃改定」という。)については、運行事業者である箱根登山バス(株)による道路運送法(以下「法」という。)第9条の手続きを要する。それに際し、箱根町地域公共交通会議(以下「交通会議」という。)において協議を行い、同条第4項の規定による「協議運賃の変更」の可否について、検討を進めることとしたい。

今後の手続きにおいては、法第9条第4項、第5項及び箱根町地域交通会議設置要綱第6条の規定に基づき、意見募集や運賃改定分科会(仮称)を実施し、交通会議の検討結果を取りまとめていきたい。

## 2 今後の想定スケジュール

時期	実施内容
令和5年12月中旬 ～令和6年1月中旬	町ウェブページにおいて、運賃改定に係る利用者やその他利害関係者等からの意見を募集する。
令和6年1月下旬	意見募集の結果を踏まえながら箱根登山バス(株)、神奈川運輸支局、町民の代表及び町の4者で「運賃改定分科会」を開催・協議し、分科会としての運賃改定に係る検討結果を取りまとめる。
令和6年1月下旬	意見募集及び運賃改定分科会の結果を踏まえながら第2回地域公共交通会議を開催・協議し、交通会議としての運賃改定に係る検討結果を取りまとめる。